

## 佐賀県医療的ケア児等就園・通園支援アドバイザー派遣要綱

### (目的)

第1条 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じて適切な支援を行うことが重要な課題になっていることを踏まえ、医療的ケア児等が県内の保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設及び乳児等通園支援事業所（以下「保育所等」という。）への就園、通園及び小学校等への入学までの支援（以下「就園等」という。）を希望する場合において、市町、保育所等、医療的ケア児等コーディネーター、医療的ケア児等地域コーディネーター等（以下「市町等」という。）への助言や意見等を行う医療的ケア児等就園・通園支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、医療的ケア児等の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (派遣対象)

第2条 アドバイザーは、医療的ケア児等の県内の保育所等への就園等に関して派遣するものとする。

### (業務内容)

第3条 アドバイザーは、市町等の依頼に基づき、医療的ケア児等の保育所等への就園等のために必要な助言や意見等を行う。

### (委嘱)

第4条 アドバイザーは、医療的ケア及び医療的ケア児等に関する専門的な知識や経験を有する者のうちから、適当と認められる者に対して県が委嘱する。

### (実施方法)

第5条 県及びアドバイザー派遣業務の委託を受けた者（以下「派遣事業受託者」という）は、医療的ケア児等の就園等を進めるうえで、必要と認める場合には、アドバイザーを派遣することができる。

2 派遣を希望する市町等は、原則として派遣希望日の2週間前までに、派遣事業受託者に派遣依頼を行うものとする。

3 派遣事業受託者は、第2項の依頼に基づき、アドバイザーと日程調整のうえ、市町等に通知するものとする。

- 4 アドバイザーの派遣を受けた者は、第3条に規定する業務の実施後、速やかに、医療的ケア児等就園等アドバイザー派遣実施報告書（様式第1号）を派遣事業受託者宛に提出するものとする。また、派遣事業受託者は、医療的ケア児等就園等アドバイザー派遣実績報告書を取りまとめ、派遣のあった月の翌月の10日までに佐賀県こども未来課に提出するものとする。
- 5 アドバイザーは、第3条に規定する業務の実施後、医療的ケア児等就園等アドバイザー実績確認書（様式第2号）を作成し、業務を行った月の翌月の10日までに佐賀県こども未来課に提出するものとする。

（謝金及び費用弁償）

第6条 県は、アドバイザーが業務に従事した場合は、謝金の支払い及び旅費その他の費用弁償を行うものとする。

（守秘義務）

第7条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーの職を退いた後も同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー派遣に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。